

# 安全運転

ほっと NEWS  
2020年1月号

## 今月のクイズ

道路交通法の改正に伴い、令和元年12月1日より「携帯電話使用等」に関する罰則が強化されました。この「携帯電話使用等」の中にはカーナビの注視も含まれるのか、次の中から選んでください。(答えは裏面)

- ①含まれる ②含まれない



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# ながら運転を厳罰化！

近年、運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」による交通事故が相次いで起きています。そのような事態を受け、警察庁はながら運転による悲惨な事故を防止するため、罰則を強化しました。

今月は、ながら運転の罰則強化の内容と、悲惨な事故を起こさないためにどうしたらよいのかをみてみましょう。



## ながら運転の罰則の強化と、違反点数や反則金の引き上げ



平成30年中に、運転中の携帯電話使用等（ながら運転）により起きた交通事故は2,790件※で、5年前と比べ約1.4倍も多く発生しています。また、死亡事故率は携帯電話等を使用していないケースと比べ約2.1倍で、ながら運転は重大事故につながる危険性が高いことがわかります。

ながら運転を防止する対策として道路交通法が改正され、令和元年12月1日より以下のとおり罰則を強化、違反点数と反則金が引き上げられました。ながら運転により交通の危険を生じさせた場合は、違反点数が3倍の6点に増えて即時免許停止になり、例外なく刑事処分となります。また、運転中に携帯電話等を手に持っただけでも、違反点数が3点に増え反則金も普通車で3倍となり、違反を繰り返すと罰則（6か月以下の懲役または10万円以下の罰金）が適用されます。

※警察庁「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」より

運転中に携帯電話等を注視、もしくは通話したことにより、交通事故を生じさせる違反があった場合

運転中に携帯電話等を注視、もしくは通話した違反があった場合

		交通の危険		保持		
		改正前	改正後	改正前	改正後	
行政処分	違反点数	2点	6点(免許停止)	1点	3点	
	反則金	原付車	6,000円	非反則行為※となり、全て罰則を適用する	5,000円	12,000円
		二輪車	7,000円		6,000円	15,000円
		普通車	9,000円		6,000円	18,000円
大型車	12,000円	7,000円	25,000円			
刑事処分	罰則	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	5万円以下の罰金	6か月以下の懲役または10万円以下の罰金	

## 携帯電話使用等に係る違反点数や反則金の引き上げと罰則の強化

令和元年12月1日施行

※ 交通反則通告制度（一時不停止や速度超過などの反則行為）の対象を外れ、無免許運転や酒気帯び運転など道路交通法の重大な違反行為を言います。

平成28年10月、愛知県でトラックドライバーがスマートフォンでゲームをしながら運転し、集団下校で横断歩道を渡っていた小学4年生の男の子と衝突した死亡事故を覚えているでしょうか。亡くなった男の子の父親は、「全ての人が前を見るという当たり前のことを守って運転してください」\*と訴えています。ながら運転を防ぎ、走行中はいつも前方を見て運転するためには、どうしたらよいかをみてみましょう。

※愛知県警察「交通遺族の声～ながらスマホ STOP～ながらスマホで失った9歳の息子の命」より



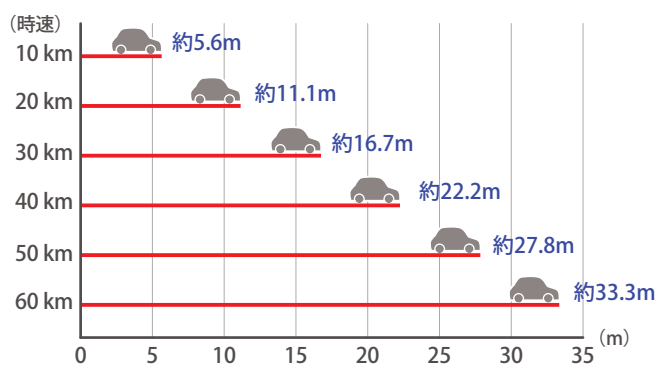
**運転中、携帯電話やスマートフォンはドライブモード（公共モード）に設定し、カバン等に入れて目の届かない場所にしまいましょう**

「運転中にスマホでゲームなんて絶対にしない」と思っているも、携帯電話やスマートフォンの着信音が気になって、つい確認したくなったことはありませんか？

時速60kmで走行中、2秒間で車は約33.3mも進みます（図）。その2秒の間に歩行者が横断したり、前車が停止したりしても、ドライバーの注意が画面に向いていると、交通状況の変化に気づくことが難しく、そのままの速度で衝突し重大事故に至ります。携帯電話やスマートフォンは電源を切るか、着信しても音も振動もないようにドライブモード（公共モード）に設定し、カバン等に入れて目の届かない場所にしまいましょう。使用するときには、車を安全な場所に停車してからにしましょう。

また、ハンズフリー装置を使用するの通話も、漫然運転につながるおそれがあるので注意しましょう。

注) ハンズフリー装置を使用するときには、サイレンやクラクションなど周囲の音が聞こえるようにしなくてはなりません。都道府県によっては条例違反になる場合があります。



図：自動車2秒間に進む距離

出典：警察庁「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」より弊社作成



**カーナビの操作や注視、テレビ機能などの視聴をするときは、安全な場所に停車して行いましょう**

カーナビゲーションシステム（カーナビ）は、道の経路案内機能のほかにもテレビの視聴機能等が付いているものがあり、ドライブを便利で快適にしてくれます。

ただし、運転中のカーナビの操作や注視は、前方から目が離れ、カーナビに注意が向いてしまうので、携帯電話の使用等と同じく危険な行為とされます。カーナビの操作や注視、テレビ機能などの視聴をするときは、安全な場所に停車して行いましょう。



## 前方を見て運転できるように

- 運転中、携帯電話やスマートフォンはドライブモード（公共モード）に設定し、カバン等に入れて目の届かない場所にしまいましょう**
- カーナビの操作や注視、テレビ機能などの視聴をするときは、安全な場所に停車して行いましょう**

今月のクイズの答え

①含まれる（道路交通法 第71条 5の5）

ご用命・ご相談は・・・



東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1

TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590

URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課